



外国営利事業者の電子役務提供による所得税課税に関する新規定

台湾では2017年5月1日より、クロスボーダー電子役務の台湾国内自然人への提供による営業税課税に関する新たな制度が施行されました。これに加えて財政部では2018年1月2日に、外国事業者がインターネット又は電子的方法により電子役務を台湾国内の買受人(個人、営利事業者及び機関団体を含む)に提供する際に受領する報酬に係る所得税の課税規定を公布しました。この規定には所得源泉地の認定、所得の計算及び税金の申告・納付方法が含まれ、2017年度分から適用されています。その要点は以下の通りです。

一、台湾源泉所得の認定

台湾源泉所得の認定は、使用場所が実際に存在する役務、使用場所が実際に存在しないデジタルコンテンツの提供(ダウンロードによる保存又はオンライン使用等)及び取引プラットフォームサービスの提供に分けて判断されます。

1. 使用場所が実際に存在する役務(例えば、宿泊サービス、カーレンタルサービス): 役務の提供又は営業拠点が台湾国内にある場合の取得報酬は台湾源泉所得になります。
2. 台湾国外で制作販売したデジタルコンテンツの提供(例えば、独立型ソフトウェア、電子書籍等)でコンピュータ又は携帯機器へダウンロード・保存する場合: これらの報酬は台湾源泉所得にはなりません。但し、当該コンテンツの提供に、台湾国内の個人又は営利事業者の関与及び協力が必要である場合は台湾源泉所得になります。

3. オンラインによる「リアルタイム」、「双方性」、「利便性」及び「連続性」の特徴を備えたデジタルコンテンツの提供(例えば、オンラインゲーム、オンラインドラマ配信、オンライン音楽配信、オンライン動画配信、オンライン広告等): これらの報酬は台湾源泉所得になります。
4. 取引プラットフォームサービスの提供: 売買双方又はいずれかの一方が台湾国内消費者又は事業者の場合、売買双方から取得する報酬は台湾源泉所得になります。

二、所得の計算

本課税規定は所得税法第8条に規定する台湾源泉所得認定原則を参考とし、原価費用の控除及び国内外の利益貢献度による所得の合理的区分措置を組み入れ、実額計算のほかみなし課税方法を追加し、簡便化しています。

1. 原価費用の控除:
 - 実額計算方法: 提示された帳簿及び文書記録に基づき実額により台湾源泉所得に係る原価費用を控除します。
 - みなし課税方法: 税務機関が、提示された契約書、主要な営業項目、台湾国内外の取引プロセス説明書等証明書類に基づき、主要な営業項目に適用される同業者利益率で所得額を計算します。取引プラットフォームサービスの提供に係る査定された利

益率は30%です。

実額計算方法を適用できない事業者は、税務機関の査定利益率30%を利益率とします。但し、税務機関が調査により実際利益率が30%を上回ることを発見した場合、調査資料に基づき利益率を査定決定します。

2. 国内外における利益貢献度の区分：

- 実額計算方法：国内外における取引プロセスの利益に対する貢献度を明確に区分できる証明書類に基づき、台湾国内における利益貢献度を認定します。
- みなし課税方法：全ての取引プロセス又は役務提供地及び使用地が台湾国内にあり（例えば、台湾国内のインターネット広告サービス）、国内利益貢献度が100%である場合を除き、税務機関が認定する台湾国内における利益貢献度を50%とします。但し、税務機関が調査により実際の台湾国内における利益貢献度が50%を上回ることを発見した場合、調査資料に基づき査定決定します。

三、税金の申告・納付方法

台湾国内に固定営業場所がない、又は営業代理人を設置していない外国営利事業者が電子役務の提供により受領する台湾源泉所得に係る所得税の申告・納付方法は、源泉徴収対象になるかによって以下の通り分かります。

1. 源泉徴収対象となる所得：源泉徴収義務者は支払時に「支払額」に基づき源泉税を納付する必要があります。但し、支払先の外国営利事業者が税務機関に申請を提出し、税務機関から適用利益率及び台湾国内における貢献度の査定を受けた場合、査定により算出した所得に基づき源泉税を納付することができます。
2. 源泉徴収対象とならない所得：外国営利事業者は自ら、又は代理人に委託して、年度所得税申告期限内（翌年5月1日から5月31日まで）に申告・納付を行う必要があります。

この他、取引プラットフォームサービス業者は関連契約書、支払代行証明及び当該支払額の台湾所得税納付済の証明を提示し、実際に受領するプラットフォームサービス提供による手数料に基づく所得税の課税を税務機関に申請することができます。また、取引プラットフォームサービス業者が取引プラットフォームサービス業者でない電子役務業者（例えば、オンラインゲームソフトウェア業者）に支払う代金が台湾源泉所得に該当する場合、外国の取引プラットフォームサービス業者は源泉徴収義務を有します。また、税務機関が査定した外国の取引プラットフォームサービス業者でない電子役務業者の適用利益率及び台湾国内における利益貢献度に基づき源泉税額を計算することができます。なお、毎月10日までに前月の預り源泉税を納付し、税務機関に届け出が必要です。

KPMG見解

所得税の課税は異なる取引主体のそれぞれの所得帰属に着目しているため、外国営利事業者の電子役務提供による所得の当該課税規定は、営業税の課税理念とは異なっています。KPMGでは、以下の見解を提示いたします。

1. 外国営利事業者（取引プラットフォームサービス提供者及びプラットフォームサービス以外の電子役務業者）が台湾源泉所得の計算に、原価費用を控除した査定利益率及び国内外における利益貢献度が適用するためには、税務機関に査定申請をする必要があります。
2. 取引プラットフォームサービス提供者は実際に受領する手数料に基づく所得税の課税を税務機関に申請することができます。また、外国のプラットフォームサービス以外の電子役務業者への支払代行による台湾源泉所得に対する源泉徴収義務を有し、毎月源泉税の納付・申告を行う必要があります。
3. 本課税規定における原価費用の控除及び国内利益貢献度に基づくみなし課税方法は2017年度分から適用されます。2016年度以前の所得について、所得税法第8条に規定する台湾源泉所得認定原則により、実額計算方法しか適用できません。

4. 本課税規定の適用による過大納付となる税額については、所得日から5年内は税金の還付申請ができます。

パートナー 陳志愷

副総経理 施淑惠

KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel : 02 8101 6666
Fax : 02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel : 03 579 9955
Fax : 03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel : 04 2415 9168
Fax : 04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel : 06 211 9988
Fax : 06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax : 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)
Fax : 02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

石井 顕一

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 15359
E kishii1@kpmg.com.tw

横塚 正樹

T +886 (28758 9751 内線番号 : 16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 李 宗霖

kpmg.com/tw

© 2018 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.